□不利益処分の処分基準

部	課室等	名	総務部 行財政経営課
不利益処分名			公の施設に係る指定管理者の指定の取消し等
根	拠 法	令	徳島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
根	拠 条	項	第10条第1項又は第2項
連	絡	先	(電話 621-5113)
処分基準	基 考 事	*************************************	徳島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 第10条 市長等は、指定管理者が第9条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 2 市長等は、前条の規定により指定管理者としての地位を承継した団体について、当該公の施設の管理を行うことが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことができる。
	設定等年	三月日	平成26年8月1日設定(令和3年4月1日最終変更)